

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)

花・緑出展(企業・団体・個人)【屋外出展】 公募要領

<追加公募>

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

その取組の一つとして、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)は、庭園作品や生產品(植物、装飾、資材)を展示するとともに、コンペティションに参加いただくことで技術や魅力を世界へ発信いただける出展(以下、「花・緑出展」という。)を募集します。

花・緑出展は、屋外出展と屋内出展があります。本公募要領は、会場内の複数のゾーン・Villageにおいて出展いただく、屋外出展についてご案内します。(別添1-1参照)

1 屋外出展の概要

(1) 出展概要

GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマ(別添2参照)のいずれかに適合し、花と緑、農と食、生物、環境(カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ)などへの取組に関する庭園・花壇作品や生產品を展示いただける出展方法です。

(例) 優れた造園技術や庭園デザインによる庭園・花壇作品の展示
地域を代表する花き園芸植物の展示
園芸資材や環境、グリーンインフラに関する展示 等

(2) 出展内容に関する要件

出展内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

ア GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマのいずれかに適合し、花・緑・農・食や環境への取組に関するものであること。

イ 追加公募区画のVillageテーマ(別添3参照)に可能な限り即して計画すること。

ウ 次に掲げるもののいずれかに該当しないこと。

(ア) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの

(イ) 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの

(ウ) GREEN×EXPO 2027の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの

(エ) 不当な利益を上げることが目的とするもの

(オ) 特定の宗教の布教活動を目的とするもの

エ 市場取引において価値を有するものであること。ただし、次の場合はこの限りではない。

(ア) 学術的価値があるもの

(イ) 芸術的価値があるもの

- (ウ) 希少的価値があるもの
 - (エ) 幅広い愛好者等の参加協力によって展示されるもの
 - (オ) 産業振興や地域振興の意義があるもの
- オ 出展期間における展示物及び作品を最適かつ最良な鑑賞状態で維持すること。

(3) 出展期間

開催中全期間(192日間)／2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)

(4) 出展場所

1区画あたり25㎡です。なお、区画形状は出展規模や場所によって異なります。

出展希望する場所等は、下記2(3)に掲示している【表-1 追加公募における募集区画】より選択いただきます。出展いただく区画については、協会において、審査及び応募状況等を踏まえた調整を行い、出展契約時に決定します(審査の結果、採択されない場合があります)。

※「出展意向申出書」(詳細は6(4)参照)を提出した者に対して、募集区画の形状等がわかる図面を協会より提供いたします。

2 募集内容

(1) 募集する事項

GREEN×EXPO 2027 のテーマ・サブテーマとの関連性及び追加公募区画の Village テーマとの親和性を踏まえた上で、出展の目的や内容、規模等を検討いただき、【応募に必要な書類一式】(詳細は6(4)参照)(以下、「提出書類」という。)により申し込みください。

(2) 追加公募における募集上限

一次・二次公募の結果により、追加公募の募集枠は若干数となります。募集枠が限られているため、次に掲げる制限を設けます。

ア 募集区画以外の応募はできません。

イ 募集区画の形状、既存樹木の位置について協会にて指定されています。なお、電気、給水(演出用)、汚水排水先のご用意はございません。

ウ 1つの企業・団体・個人につき、1回のみの参加申込とします。(複数応募不可)

エ 一次・二次公募の出展内定者も応募可能ですが、応募者多数の場合は、新規申込者を優先し、内定します。

オ 本博覧会の主旨と著しく相違がある場合は、出展をお断りさせていただく場合があります。

カ GREEN×EXPO 2027のテーマ・サブテーマとの関連性が確認され、かつ審査結果で落選となった者(以下、「落選者」という。)のうち、希望者については、空き区画が発生した場合の調整先(出展候補)とする、『キャンセル待ちリスト』へ登載します。(詳細は6(5)参照)

(3) 追加公募における募集区画

追加公募における募集区画は、表-1のとおりです。

Village テーマ及び花・緑出展キーワード(別添3参照)を設定していますので、可能な限り即して計画してください。

【表-1 追加公募における募集区画】

Village テーマ (花・緑出展キーワード)	出展作品のイメージ	募集区画 面積
Urban GX Village (暮らし)	植物のある暮らし、庭時間、家庭・家族、 テレワーク、まちの花や緑、未来の暮らし、 ローメンテナンス、コミュニティスペース、 プライベートスペース、環境負荷軽減、 新技術、防災・減災、グリーンインフラ	25 m ² (1区画)
Farm & Food Village (農・食／美容・健康)	暮らしの中の農、エディブル、農と植物、生 命力、農園・ポタジェ、オープンキッチン	25 m ² (1区画) 50 m ² (2区画)
Kids Village (学び・遊び)	植物からの学び、子育て、庭であそぶ、自然 とあそぶ、土にふれる	50 m ² (2区画)
SATOYAMA Village (自然の恵み／伝統・歴史)	里山、風景、素材の活用・自然素材、生物多 様性、循環、バイオフィリア、ワーケーション、 グランピング、伝統の技、植物の歴史、地域 の歴史と文化、庭づくりの素材	25 m ² (1区画) 50 m ² (2区画)

※募集区画の形状、既存樹木の位置について協会にて指定されています。「出展意向申出書」を提出した者に対して、協会より図面を提供いたします。なお、電気、給水(演出用)、污水排水先のご用意はございません。演出用にて電気・水道をご使用になりたい場合は、出展者の費用負担にて、自家発電機、給水タンクなどをご準備ください。(出展者にてかん水を実施する場合の給水(かん水用)位置は別途ご案内します)

(4) 屋外出展に係る条件

屋外出展に係る出展条件については、表-2のとおりです。

【表-2 屋外出展の出展条件】

項目	内容
出展料	出展料は、無料です。
出展者の 費用負担	屋外展示の企画・設計、出展作品の施工、出展作品の維持管理、出展区画内の原状復旧及び処分等に係る費用については、出展者の負担となります。(詳細は(2)(6)参照) なお、かん水のための水道料金は、一律 1,000 円(税込)／区画(25 m ² ・通期)を予定しています。 また、演出用に給水タンクを使用する場合の水道料金は、使用量に応じた実費相当の負担を予定しており、今後お知らせします。

保険	協会が契約者となり、包括賠償責任保険（施設賠償責任補償及び生産物賠償責任補償）を契約し、出展者を追加被保険者に加えますので、費用をご負担いただきます。負担額については、決まり次第ご案内します。 上記包括賠償責任保険で補償されないリスク（賠償責任・財物・工事など）については、出展者ご自身で保険をご検討ください。 なお、出展者自身が契約した保険については、出展事務局が指定する期日までに、保険証券等の写しをご提出ください。出展内定者には、推奨損害保険代理店をご案内します。
基盤	基盤環境を生かす（保全する）ため、敷地造成を極力行わないようお願いいたします。
掘削	50 cm以上掘削する場合には、事前に掘削範囲等のわかる書類を提出していただきます。
建築物の条件	・屋内空間として利用できる面積は、<u>出展区画の20%以内</u>です。 ・テラスなどの半屋外空間は屋内空間に含みません。 ・建築物がある場合は、法令等に基づく関係機関に対する手続きに建築基準法の規定に基づく「仮設建築物の許可に関する申請」及び「建築確認申請」が必要です。
暑さ対策	来場者向けの暑さ対策を会場全体で実施することを検討しています。各出展区画の屋外空間においても、植樹やパーゴラ等による日陰の確保等により、暑さ対策をご検討ください。
植栽	・日本国内の法令に基づき規制された植物は使用できません。特に、特定外来生物（植物）及び、国内未定着の侵略的外来種（植物）は会場内の植栽に使用できません。該当種に追加や変更があれば、今後お知らせします。 ・絶滅危惧種（国際自然保護連合 IUCN が作成したレッドリストにおいて「CR：深刻な危機、EN：危機、VU：危急」に該当する植物）も使用することはできません。ただし、持続可能な利用のための措置が講じられているものは使用可能とします。
病虫害防除	・病虫害防除の方法は、物理的防除または生物学的防除を原則としますが、やむを得ず農薬を使用する場合は、事前に農薬使用申請を開催者に提出し、許可を得る必要があります。 ・来場者の安全や環境への配慮から、除草剤や会場内の生物多様性への影響が懸念される農薬は使用できません。 また、劇物や毒物に分類される農薬や周囲に拡散しやすい農薬の使用は制限する場合があります。 ・法律に基づく官公庁による指示（植物防疫法に基づく緊急防除、外来生物法に基づく駆除等）による場合は、緊急対応を行う場合があります。

肥料	・肥培管理では、日本国内で関係法令に基づき登録もしくは届出されている肥料を使い、有効成分等の表示を確認することを推奨します。 ・会場内で、他者への譲渡(配布)を目的として肥料(堆肥等含め)の生産や輸入を行う場合は、有償・無償を問わず、銘柄ごとに登録もしくは届出を行うとともに、実績数量の報告をする必要があります。
維持管理・植替え作業	・基本的に開園時間外に維持管理・植え替え作業を実施していただきます。 ・車両を伴わないかん水、除草、花がら摘み等の軽微な作業は開園時間内の実施も可能です。
植物残さやその他廃棄物等	・維持管理作業(花苗の植替えを含む)や撤去作業で発生する植物残さは、リユースや堆肥化などを優先するものとします。 ・開幕前・開催中・閉幕後を含めて、「植物残さ」、「ポット、トレー」等の植物に起因して発生する廃棄物は会場内での廃棄処分はできません。適正な処理が可能な事業者と個別に契約して会場外に持ち出して適正に処理してください。
開園中の車両乗り入れ	・開園時間前後・閉園時間前後の時間帯は、博覧会会場への関係車両の入退場が制限される予定です。 ・博覧会会場への関係車両の入退場ルートを設定します。 ・関係車両の入場は事前に関係者駐車場の予約を行って頂き、入場時には関係車両用ゲート前にて車両、運転者・同乗者、手荷物の検査等の受検が必要となります。関係者駐車場の予約方法等、詳細については今後お知らせいたします。
出展物等の会場への搬入	出展物等を出展者ご自身の車両等で搬入される場合は、所定の手続きを行って頂く必要があります。手続きの詳細については、今後お知らせいたします。 また、宅配便や路線便で博覧会会場へ配送を依頼する場合、博覧会会場に搬入される前に協会が設置する会場外の検査場で貨物検査の受検が必要となります。そのため、配送リードタイムは十分に余裕をみて依頼してください。配送日・配送時間帯の指定はできません。 貨物検査を不合格になった場合、会場内への搬入はできません。
出展区画内で実施可能な活動等	出展区画において、<u>出展面積の 5%以内</u>で出展内容に関連する PR 活動を実施することが可能です。 応募時に展示計画書にてPR活動の有無及び内容を提出し、出展内定後に、出展事務局と内容を協議し承認を得る必要があります。 なお、実施する活動(例:無償での飲食(試飲や試食)を伴う PR 活動)に応じて、食品衛生法や消防法、その他関係法令が定める手続きを遵守してください。

	(PR 活動の例) ・パネル、サイネージ等を活用した企業・団体・個人、自治体の活動紹介 ・机上、パンフレットラックにチラシ・広告・アンケートを掲示 ・デモンストレーション、体験活動(ワークショップ、工作) 等
夜間開園	夜間開園は、会場の一部で週末を中心に実施する予定です。詳細は、今後お知らせします。 ※博覧会会場の開場時間は、通常時は 9:30～19:00、夜間開園時は 9:30～21:30 を想定しています。
禁止事項	・出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲での PR 活動 ・出展区画内における、有償での商品・サービスの提供 ・出展区画の入場料を徴収すること ・寄付を募ること ・その他、上記の出展条件及び本要領に記載する内容に反すること

(5) 屋外出展にあたり考慮いただきたい事項

屋外出展にあたり、下記の事項について、ご考慮いただきますようお願いします。

ア「市民参加」関係

GREEN×EXPO 2027 では、開催期間中に、催事やボランティア等による市民参加の各種プログラムを実施することを検討しています。出展内容に応じて、市民参加のプログラムとの連携や協力について、併せてご考慮ください。

イ「サステナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、本博覧会における仮設建築物は、環境に配慮された「GREEN サーキュラー建築」とします。

出展をご検討の際には、GREEN×EXPO2027の理念を踏まえ、持続可能性の確保に向けた取り組みをお願いします。

・「サステナビリティに関する取組み」について、ご確認ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

・廃棄の最小化や容器・包装等については、「資源循環の考え方」を遵守してください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/31 Resource Circulation Policy 20250317.pdf>

ウ 「アクセシビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。このため、ご出展いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、アクセシビリティに配慮していただくようお願いします。

※アクセシビリティの検討状況については、協会ホームページをご参照ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

エ 「ICT」関係

GREEN×EXPO 2027 では、1,000 万人以上の有料来場者に加えて、地域連携や ICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態により、500万人以上の参加を目標としています。このうち、ICT を活用した参加形態については、本博覧会に関連する多様なコンテンツをオンライン上で提供するなど、国や地域、世代を超えた多くの人が、実際に来場する以外の形を通じて参加できるような仕組みを検討しています。

(6) 作業及び経費負担の役割分担

出展区画の設計から撤去までの作業及び経費負担の基本的な役割分担は、表-3のとおりです。

【表-3 屋外出展における役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		出展者	協会	出展者	協会
設計	屋外展示の企画・設計	○		○	
工事	出展区画の基盤整備(整地)		○		○
	出展作品の施工(材料調達含む)	○		○	
	出展者銘板の設置		○		○
維持管理	出展作品の維持管理(植替え、かん水 ^{※1} 、施肥、剪定、清掃、花がら摘み、病虫害防除等)	○		○	
	演出用の電気・水道の使用	○		○	
	一般的な会場管理(巡視点検等)		○		○
	ごみの処分	○		○	
撤去	出展区画内の原状復旧及び処分	○		○	
全体	必要な保険手配 ^{※2}	○	○	○	

※1 日常の軽微(定型的)なかん水作業は協会が実施することもできます。

※2 協会契約の施設・生産物賠償責任保険の出展者負担額については、決まり次第お知らせします。

※3 電気、給水(演出用)の幹線のご用意はございません。演出用にて電気・水道をご使用になりたい場合は、出展者の費用負担にて、自家発電機、給水タンクなどをご準備ください。(出展者にてかん水を実施する場合の給水(かん水用)位置は別途ご案内します)

(7) 有償での商品・サービスの提供、催事等について

有償での商品・サービスの提供、催事、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動等を希望する場合は、「営業参加」及び「催事参加」での実施が可能です。詳細については、今後お知らせします。

3 各種法令・規則等の遵守

出展者は、出展等に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン(今後順次公表予定)、アクセシビリティガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

■アクセシビリティに関する取組

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

■持続可能性に配慮した調達コード

<https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/02 sus code 20240118 2.pdf>

4 コンペティションについて

公式参加者及び一般参加者を対象にコンペティションを実施する予定です。コンペティションは、協会が提供した展示スペースにおける展示や演出等を対象として実施します。コンペティションは、主に庭園コンペティションと生產品コンペティションがあります。

庭園コンペティションは、大きく屋外庭園と屋内庭園の2つのサブカテゴリーに区分され、出展区画における建築物などの全てを修景やレイアウトとして審査を行います(屋外庭園に建設する建築物の内部空間は審査の対象外です。)。なお、屋外庭園については、出展規模等に応じてサブカテゴリーを更に区分する予定です。参加手続きについては、契約と同時に参加扱いとなるため追加の手続きは不要となります。また、審査については、会期前(3月中旬)、会期中間(6月中旬頃)、会期末(9月中旬頃)の全3回を予定しています。

生產品コンペティションは、庭園(展示)を構成している花きや植木、花壇等(=サブカテゴリー)を個別に審査します(表-4参照)。参加手続きについては、別途ご案内する募集案内に基づき手続きが必要です(来夏以降に案内予定)。また、審査については、会期を春・夏・秋に分け、サブカテゴリーごとに1回行う予定です(具体的な日程は検討中)。

なお、サブカテゴリーの内容などコンペティションの詳細は、今後お知らせします。

【表-4 生産品コンペティションのサブカテゴリー(検討中)】

春のコンテスト (3月～5月)		夏のコンテスト (6月～8月)		秋のコンテスト (9月)	
サブカテゴリー	屋外	サブカテゴリー	屋内	サブカテゴリー	屋内
花壇、庭園の花	切花	花壇、庭園の花	切花	花壇、庭園の花	切花
—	鉢花	—	鉢花	—	鉢花
葉物類	切枝・切葉	葉物類	切枝・切葉	葉物類	切枝・切葉
球根類	球根類	球根類	球根類	球根類	球根類
植木	植木	植木	植木	植木	植木
—	ラン	ユリ	ユリ	キク	キク
バラ	バラ	トルコギキョウ	トルコギキョウ	スプレーマム	スプレーマム
カーネーション	カーネーション	アジサイ	アジサイ	—	観葉植物
—	キク	—	キク	多肉植物・サボテン	多肉植物・サボテン
—	スプレーマム	—	スプレーマム	野菜・果樹	野菜・果物
—	観葉植物	—	観葉植物	—	盆栽
多肉植物・サボテン	多肉植物・サボテン	多肉植物・サボテン	多肉植物・サボテン	—	いけばな
野菜・果樹	野菜・果物	野菜・果樹	野菜・果物	—	フラワーアレンジメント
—	盆栽	—	盆栽	—	空間装飾
—	いけばな	—	いけばな	—	植物加工作品
—	フラワーアレンジメント	—	フラワーアレンジメント	ハンギングバスケット・コンテナガーデン	ハンギングバスケット・コンテナガーデン・花壇
—	空間装飾	—	空間装飾	花壇	—
—	植物加工作品	—	植物加工作品	庭園構成作品	庭園構成作品
ハンギングバスケット・コンテナガーデン	ハンギングバスケット・コンテナガーデン・花壇	ハンギングバスケット・コンテナガーデン	ハンギングバスケット・コンテナガーデン・花壇		
花壇	—	花壇	—		
庭園構成作品	庭園構成作品	庭園構成作品	庭園構成作品		

※「植木」にはトピアリーを含む。

また、上記のコンペティションのほか、サステナビリティ、GX、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル等をテーマとした、GREEN×EXPO 2027独自のコンペティションについても検討しています。

5 出展者への特典

出展者には、参加形態・規模に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部の提供を予定しています。

(1) 呼称権

GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)との関わりを示す呼称を表示する権利(ただし商品への使用は除く)

■GREEN×EXPO 2027 花・緑出展パートナー

(2) 会場内名称表示権

社名等を当該出展区画内等の媒体・アイテム等へ表示する権利

(3) 公式ロゴマーク使用権

自社使用品(名刺・封筒等)及び企業広告(本博覧会への参加に関すること、社会貢献活動などの周知を目的とする広告に限る)に公式ロゴマークを使用する権利

(4) 式典等への招待

主催者が開催する式典等への招待

※特典の範囲や利用方法については、今後提示する予定です。

※2025年10月時点のものであり、今後追加・変更することがあります。

6 応募手続き

(1) 出展参加資格

ア 出展参加資格

参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体・個人であることが必要です。

ア-1 企業・団体等の場合

- (ア) 法人格を有するか、又は権利能力なき社団の要件を備えていること。
- (イ) 応募に関する責任者が2025(令和7)年12月25日時点で18歳以上であること。
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

ア-2 個人の場合

- (ア) 2025(令和7)年12月25日時点で18歳以上であること。
- (イ) 成年後見登記ファイルに登録されていないこと。
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始決定を受けて復権を得ない者ではないこと。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

イ 複数の企業・団体・個人等の構成

複数の企業・団体・個人等を構成員として参加申込をするときは、各構成員が6(1)アに掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体・個人等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会、企業同士の共同企業体、有志グループ等からの参加申込等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体・個人等の関係が明確になるように、企業・団体・個人等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

ウ 本店又は主たる事務所もしくは現住所が海外にある企業・団体・個人による参加申込

本店又は主たる事務所、もしくは現住所が海外にある企業・団体・個人から参加申込があった場合には、6(1)アについて当該国における同等の法律等の要件を満たし、かつ「2027年国際園芸博覧会一般規則」第12条、及び「2027年国際園芸博覧会 特別規則第2号」第14条に基づき、協会からその企業・団体・個人の本店又は主たる事務所、もしくは現住所が所在する国等の政府に参加申込があった旨を通知し、協会宛てに当該政府代表又は当該政府に

において参加について承認する旨の回答を得られることが要件となります。

(2) 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。なお、スケジュールの詳細は、今後お知らせします。

<公募スケジュール>

2025年10月22日(水)	追加公募要領公表・受付開始、質問受付開始
2025年12月11日(木)17時	質問受付締切
2025年12月18日(木)17時	出展意向申出書の提出期限
2025年12月25日(木)17時	追加公募受付締切
2026年1月以降	審査
2026年3月	追加公募出展内定
2026年4月以降	出展区画決定、出展契約の締結

<公募後のスケジュール>

	敷地の引き渡し※
2027年3月19日(金)	GREEN×EXPO 2027開会
2027年9月26日(日)	GREEN×EXPO 2027閉会
閉会后	展示物の撤去、敷地を原状回復のうえ返還

※出展場所によっては引き渡し時期が異なります。出展内定後、個別調整させていただきます。

引き渡し以降、出展区画の維持管理(除草等)は、各出展者で負担いただくこととなります。

(3) 質問受付

ア 質問票の提出

(ア) 受付期間

2025年10月22日(水)から2025年12月11日(木)17時まで

(イ) 提出方法

質問票(様式6)に質問内容を記載し、出展事務局へ電子メールで提出してください。

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

◇質問票の送付先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 出展部 出展課(出展事務局)

E-mail : shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

件名 :【質問】2027年国際園芸博覧会 花・緑出展(屋外出展)

(ウ) 提出の確認

質問票を送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。出展事務局からの返信メールが届かない場合は、電話(電話番号: 045-307-2057)で問い合わせてください。

※電話受付時間：平日（土曜、日曜、祝日を除く） 9時から17時まで

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/flowergreen/>)に掲載します。

これによる追加掲載事項は、本公募要領の一部となり、すべての参加申込者に適用されることがありますので、随時ご確認ください。

(4) 応募手続

ア 公募要領・提出書類の提供

(ア) 提供期間

2025年10月22日(水)から2025年12月18日(木)まで

(イ) 提供方法

■公募要領、出展意向申出書

協会ホームページ

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/flowergreen/>)からダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

■提出書類

「出展意向申出書」を出展事務局へ電子メールにて提出してください。「出展意向申出書」を提出した者に対して、【応募に必要な書類一式】(詳細は6(4)ア参照)を提供させていただきます。

※**「出展意向申出書」の提出のみでは、応募は完了していません。**

※zipファイル(10MB)を送信します。メール送信方法に指定等がある場合は、「出展意向申出書」提出時に併せてご連絡ください。

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

◇提出書類の送付先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 出展部 出展課(出展事務局)

E-mail : shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

件名 : 【送付】花・緑出展にかかる出展意向について(屋外出展)

出展意向申請書を送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に、提出書類一式、説明動画URLを送信します。出展事務局からの連絡がない場合は、6(3)アと同様、電話(電話番号:045-307-2057)で問い合わせてください。

イ 提出書類の受付

(ア) 応募受付期間

2025年10月22日(水)から2025年12月25日(木)17時まで

(イ) 提出方法

提出書類一式を出展事務局へ電子メールにて提出してください。

※原則として電子メールにてご提出いただきます。

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

◇提出書類の送付先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 出展部 出展課(出展事務局)

E-mail : shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

件名 :【送付】花・緑出展にかかる提出書類について(屋外出展)

※構成員より書類提出を行う場合は、電子メールの設定について、6(9)を確認するよう周知ください。

(ウ) 受領の確認

提出書類を送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に受領が完了した旨の返信メールを送信します。出展事務局からの連絡がない場合は、6(3)アと同様、電話(電話番号:045-307-2057)で問い合わせてください。

※この時点では、申込は完了していません。

(エ) 提出書類の不足等

提出書類について、出展事務局にて内容確認を行います。提出書類に不足等がある場合は、出展事務局から3営業日以内に提出書類に記載の連絡窓口担当者宛てにご連絡します。提出書類の訂正等による再提出となった場合は、速やかに対応ください。

※この時点では、申込は完了していません。

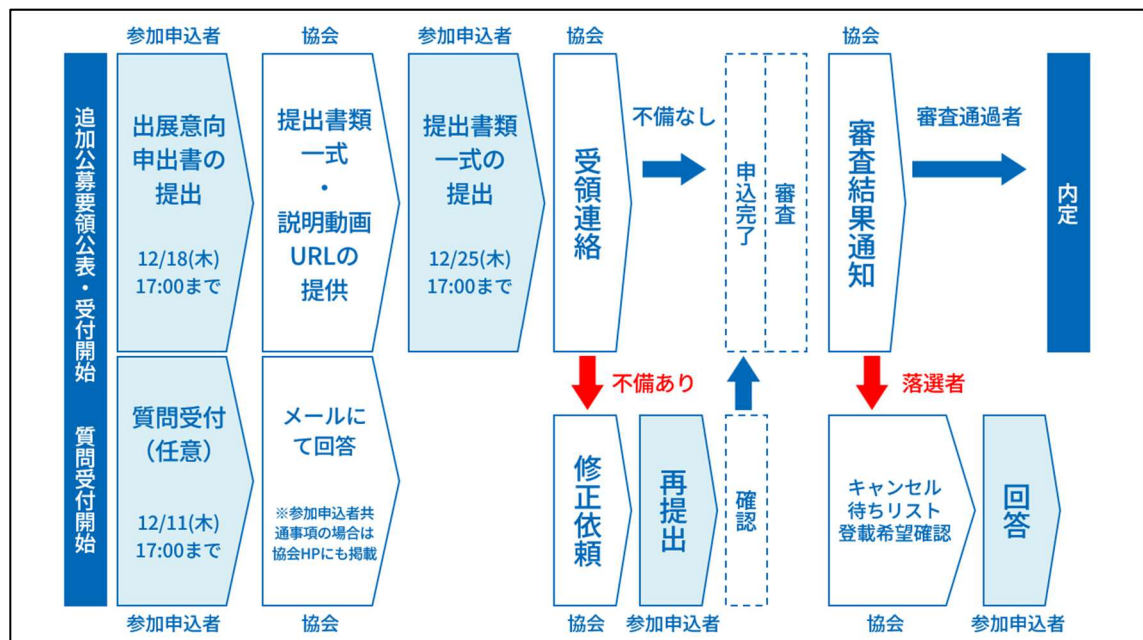
(オ) 申込完了

提出書類一式がすべて揃った時点で申込完了となり、追加公募の審査対象となります。

申込完了となりましたら、提出書類を送信された電子メール宛てに出展事務局から申込完了メールを送信します。

(カ) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。



ウ 提出書類

「出展意向申出書」を提出した者に対して、【応募に必要な書類等(提出書類)】の様式を提供させていただきます。(詳細は6(4)ア参照)

- (ア) 下記の【応募に必要な書類等】を提出してください。
- (イ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- (ウ) 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。
- (エ) 「展示計画書(様式1-1)」は、説明動画、記入例、出展イメージ別の考え方(別添3参照)をご確認のうえで作成してください。
- (オ) 複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合は、構成するすべての企業・団体・個人等それぞれから「持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)」および「誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式4)」の提出が必要です。
- (カ) 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、出展参加資格を失うことがあります。
- (キ) 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、出展事務局が指示する場合は除く。)

【応募に必要な書類等(提出書類)】

- ①展示計画書【屋外出展】(様式1-1)
- ②設計配慮方針チェックシート(様式1-2)
- ③【該当者のみ※1】複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合構成員届出書(様式2)
- ④【該当者のみ※1】複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合構成員の関係を説明する資料(団体規約、相関図等)
- ⑤持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)※2
- ⑥誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式4)
- ⑦【任意※3】過去のイベント等における出展実績資料(様式5)
- ⑧【任意※4】質問票(様式6)

※1 6(1)イに該当する場合、③・④を提出してください。

※2 ⑤についてはPDF化せず、Excelファイルでご提出ください。

※3 ⑦は任意提出となります。出展場所の検討等に活用させていただきます。実績がない場合は提出不要です。

※4 ⑧は質問がない場合は提出不要です。

エ 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

オ その他

- (ア) 屋外出展・屋内出展のどちらにも応募することができます。
- (イ) 電子メールで提出する場合は、協会の受信サーバの容量上限のため、合計8MBまでとしてください。容量を超える場合は、圧縮もしくは分割して送信してください。
- (ウ) 提出書類に記載された情報は、参加申込の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。出展事務局において、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。ただし、参加申込の決定に必要な限度で日本国政府（農林水産省及び国土交通省等）・神奈川県・横浜市へ提供することがあります。ご了承のうえ記入ください。その他、協会のプライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）については、協会ホームページをご覧ください。

協会ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>

- (エ) 提出書類の持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式3）の作成に当たりましては、「持続可能性に配慮した調達コード」、「持続可能性に関する特記事項」、「誓約書」をご覧ください。

協会ホームページ：

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

- (オ) 参加申込の取下げを行いたい場合は、出展事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。出展事務局から参加取下書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

(5) 出展者決定に関する事項

ア 審査方法

協会は、表-5のとおり、審査項目に従い提出書類の審査を行い、出展者を決定します。なお、展示計画書等の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

【表-5 審査項目及び審査内容】

審査項目	審査内容
出展参加資格	・出展参加資格(6(1)参照)を有しているか。
テーマ表現	・GREEN×EXPO 2027のテーマの実現を目指す内容となっているか。 ・GREEN×EXPO 2027のサブテーマのいずれかに当てはまる内容となっているか。 ・出展者が設定した作品テーマと作品内容が合致しているか。 ・Villageテーマに馴染む計画となっているか。
展示全体のデザイン・話題性	・庭園全体のデザインに独創性があるか。 ・庭園全体の配色や配置のバランスが優れているか。 ・展示物に価値と話題性があるか。

計画の実現性・具体性	・出展の実現可能な計画を有しているか。 ・スケジュールや植替え頻度は適切か。
------------	---

イ 審査結果の通知

- (ア) 審査結果は採択に関わらず、電子メールで個別に通知します。万一、2026年3月31日までに審査結果が届かなかった場合は、出展事務局に電話又は電子メールで問い合わせてください。
- (イ) 審査結果で出展が内定となった者(以下、「出展内定者」という。)には、出展承諾書(内定通知)を交付します。
- (ウ) 出展内定者の名称等については、出展内定者の了承の基で協会ホームページにて公開する可能性があります。

ウ 落選者のキャンセル待ちリストへの掲載

落選者には、今後、空き区画が発生した場合の調整先(出展候補)とする、「キャンセル待ちリスト」への掲載希望の照会を審査結果通知とともに送信します。掲載を希望される場合は、指定期日までに電子メールにて回答ください。

なお、キャンセル待ちは今回募集する出展区画に限らず、他の出展区画へのご案内を含む場合があります。

エ 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 本博覧会の主旨と著しく相違がある場合
- (ウ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

オ 内定の辞退

出展内定を辞退する場合は、出展事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。出展事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

(6) 出展区画の割り当て

ア 出展参加のため使用する区画割り当てについては、会場全体のレイアウトを考慮し、協会が決定します。

イ 割り当てられた敷地は、第三者へ転貸することはできません。

ウ 出展事務局は、既に割り当てた敷地を必要があれば変更することがあります。その際は、事前に出展内定者に連絡します。

(7) 過去の説明会の情報提供

追加公募の出展内定者には、出展者専用ホームページURL等をご案内します。出展者専用ホームページ上にて、過去の説明会資料のダウンロード、説明動画を視聴いただきます。

(8) 契約手続について

ア 出展内定者は、協会との間で出展契約を締結します。出展契約の締結をもって、本博覧会の花・緑出展が確定します。

イ 出展契約は、指定された区画の使用と花・緑出展に関する事項を主たる内容とします。出展契約の締結をもって、出展する区画の位置が確定したものとみなします。

ウ 出展契約にあたり、花・緑出展に関する事項については、出展者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、出展事務局は、出展者に内容の変更を求める場合があります。

エ 出展内定者が契約締結日までに出展参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったとき、その他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、出展契約を締結しないことがあります。

オ 契約締結後であっても、出展事務局からの問い合わせに応答がない場合や出展内容が本博覧会にふさわしくない(例:1(2)の要件を満たさない)と出展事務局が判断した場合等においては、開催前・開催期間中を問わず、契約を取り消すことがあります。

カ 上記以外の契約手続に関する詳細については、別途、出展内定者にのみ通知します。

(9) その他

ア 出展事務局からの連絡は、原則は電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、出展者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> **expo2027yokohama.or.jp**

イ 出展事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限り PC 等で受け取れる電子メールをご使用ください。

7 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は 2025 年 10 月 22 日時点での計画内容となります。

今後の状況により変更・修正することがあります。

◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 出展部 出展課(出展事務局)

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館 3 階

E-mail: shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

電話番号:045-307-2057

※電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日を除く) 9時から 17 時まで